

八千代市ホームページ広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、八千代市有料広告取扱要綱（以下「要綱」という。）第11条の規定に基づき、市の公式ホームページ（以下「市ホームページ」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「バナー広告」とは、市ホームページ内に表示される広告画像で広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。

(広告の種類)

第3条 広告の種類は、バナー広告とする。

(広告の掲載位置)

第4条 広告の掲載する位置は、市ホームページのトップページ及び第2階層上とする。

(広告の規格及び掲載料)

第5条 広告の規格及び掲載料は、次のとおりとする。

規格（1枠につき）	掲載料
天地 60ピクセル 左右 150ピクセル データ量 20キロバイト以内 データ形式 GIF形式、JPEG形式又はPNG形式 (静止画に限る。)	1月当たり 20,000円

(広告掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、毎月1日から末日までの1月を単位とし、連続する掲載期間は、当該年度末までとする。

(掲載の開始)

第7条 市長は、毎月1日に市ホームページに広告を掲載するものとする。ただし、その日が次の各号のいずれかに該当する場合は、その日以降最初の平日（第1号及び第2号に掲げる日並びに1月2日及び1月3日を除く日をいう。）に広告を掲載するものとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

2 広告の掲載は、掲載開始日の正午までに行うものとする。

(広告の表現)

第8条 広告のデザイン、色彩等は、市ホームページのイメージを損なうことがないようにしなければならない。

2 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

3 文字色と背景色のコントラストは十分にとり、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は、文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければ

ばならない。

4 次に掲げるものは、広告として用いることができない。

(1) 市政を連想させることにより、市の事業と錯誤されるおそれのあるもの

(2) その他市長が不適切と認めるもの

(広告掲載の決定等)

第9条 市長は、広告掲載の決定に当たり、市ホームページに広告を掲載しようとするもの（以下「申込者」という。）の数が広告掲載の枠数を超えるときは、要綱第3条の優先順位によって決定する。なお、同順位のものの中にあつては掲載希望月数の多いものを優先する。

2 前項の規定によっても、広告掲載の枠数を超えるときは、抽選により決定する。

(変更の申請)

第10条 広告掲載の決定を受けたもの（以下「広告主」という。）は、八千代市広告掲載申込書の内容に変更が生じたときは、市長に対し八千代市ホームページ広告変更申請書（第1号様式）により変更申請をしなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更申請書の提出があつたときは、審査の上、その可否を決定し、八千代市ホームページ広告変更決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(期間限定掲載の特例)

第11条 申込者は、以下の各号の条件で1月内の一定期間のみの広告掲載を申し込むことができる。

(1) 申込者数が広告掲載の枠数に満たない場合のみ掲載するものとする。

(2) 掲載開始は掲載希望期間の最初の日、掲載終了は掲載希望期間の最後の日の翌日とし、ともに平日の正午までに行うものとする。

(3) 掲載料は、1月を30日として掲載する日数を日割り計算して算出する。この場合において、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(免責事項)

第12条 広告主は、次に掲げる事由により広告の掲載が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾し、広告掲載中止による広告料の返還、損害の補償等を市に請求しないこととする。

(1) 八千代市のサーバ、ソフトウェア、市庁舎電気設備等の点検、修理、補修、改良等のための停止

(2) 火災及び地震、水害、落雷等の天災、悪意を持つ第三者によるサーバ・コンピュータへの不正アクセス、通信回線等の事故・障害による停止

(掲載料の精算)

第13条 市長は、広告掲載期間内に、市の都合により前条各号に掲げた事由以外で広告を掲載できなくなった場合は、1月を30日として掲載できなかった日数分を日割り計算して掲載料を精算するものとする。この場合において、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 第1項において、掲載できなかった時間が1日のうち6時間以上の場合は1日として

計算し、6時間未満の場合は精算の対象としないものとする。

(広告掲載の取下げ)

第14条 広告主は、自己の都合により、月の末日をもって市ホームページへの広告掲載を取下げることができる。ただし、取下げ月の前月に申し出た場合とする。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取下げるときは、八千代市ホームページ広告掲載取下げ申出書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取下げた場合は、納付済みの未掲載月数の掲載料を返還する。

(掲載の中止)

第15条 市長が、要綱第10条の規定により広告の掲載を中止したときは八千代市ホームページ掲載等中止決定通知書(第4号様式)により、広告主に通知するものとする。この場合、掲載料は返還しないものとする。

(掲載の一時中止)

第16条 市長は、市ホームページへ広告を掲載した後、広告が次の各号のいずれかに該当するときは、広告主が適切な措置を講じるまでの間、ホームページへの広告掲載を一時中止するものとする。この場合、掲載料は返還しないものとする。

(1) 広告表示からリンクを指示した箇所に広告主が管理するホームページが存在しなくなったとき

(2) 広告表示からリンクを指示した箇所に存在するホームページについて広告主の管理が及ばなくなったとき

附 則

この要領は、平成19年7月5日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

第1号様式（第10条第1項）

八千代市ホームページ広告変更申請書

年 月 日

（あて先） 八千代市長

申請者 住所又は所在地
氏名（法人等にあつては
名称及び代表者氏名） 印
電話番号

市ホームページへの広告掲載について、下記のとおり変更申請します。

記

変更する項目	変更する内容
	(変更前)
	(変更後)

第2号様式（第10条第2項）

八千代市ホームページ広告変更決定通知書

様

八千代市長 印

年 月 日付けで変更申請がありました市ホームページへの広告掲載について、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

変更決定する。

変更する項目	変更する内容
	(変更前)
	(変更後)

変更申請を却下する。

(理由)

第3号様式（第14条第2項）

八千代市ホームページ広告掲載取下げ申出書

年 月 日

（あて先） 八千代市長

住所又は所在地
申出者 氏名（法人等にあつては
名称及び代表者氏名） 印
電話番号

八千代市ホームページ広告掲載要領の規定により，下記の広告を取下げます。

記

掲載期間	年 月 ～ 年 月 （ か月間）
氏名（法人等にあつては 名称及び代表者氏名）	
住所又は所在地	
担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	
備考	

第4号様式（第15条）

年 月 日

様

八千代市長 印

八千代市ホームページ掲載等中止決定通知書

年 月 日付けで決定した市ホームページの広告掲載について、次のとおり掲載の中止を決定したので通知します。

記

1. 中止理由